

令和3年度第3回認知症総合施策検討委員会 議事録

【開催日時】 令和4年3月23日(水) 19:00~21:00

【場所】 オンライン

【出席者】

(委員)

鈴木委員長、勢司副委員長、高木委員、高橋委員、小島委員、池城委員、
沖野谷委員、若月委員、八田委員、富永委員、浅地委員、青野委員、松本委員、
河林委員、町山委員、春田委員、築地委員、並木委員

(事務局)

高齢者包括支援課 齊藤、塚原、岩波、荒井

【議題】

(1)令和3年度9月以降認知症関連施策の実施状況について

(2)認知症条例について

(3)浦安市認知症総合施策検討委員会の附属機関としての設置について

【議事の概要】

議題(1) 令和3年度9月以降認知症関連施策の実施状況について

- ・事務局より資料1について説明
- ・質問、意見等
なし

議題(2)認知症条例について

- ・事務局より資料2-1、2-2、2-3について説明
- ・質問、意見等

委員：医療介護福祉の連携のネットワークは今回参加しているメンバーを中心として考えるのか、もしくは改めてサポート医などと連携を深めて再構築して行うのか。

事務局：現在、医療介護福祉の連携はある程度できていると思う。そのため、今のメンバーでスムーズにいくよう、深化させていきたい。

委員：現在、初期集中では自分ともう一人の先生が中心となっている。今後、他のサポート医の先生とも連携できるよう広げていった方がいいのでは。

事務局：年に一回サポート医との連携会議を行っている。今後とも顔の見える関係をつづけていきたい。

委員：初期集中支援について、個人宅に在宅医療で行くことが多い。社会的に難しい事例に関わることが多い。認知症初期集中支援チームを詳しく知る機会が少なく、薬剤師が関わっていない現状があると思う。初期集中支援へはどうつながればいいのか。薬剤師に期待する機能などがあれば教えていただきたい。

事務局：数年前に薬剤師会の志村先生による認知症に関する講演会をやらせてもらったが、今後もそういう機会を確保していきたい。また、薬局へは認知症の人が自分で薬を取りにくる場合もあるし、家族がくる場合もある。そういう方を必要に応じて支援者につなげていただいたり、家族の悩みを受け止めていただいたり、家族交流会のご案内をしていただきたい。認知症の人の早期発見において薬剤師の方の役割は重要だと思う。

委員：逐条解説過不足なくよくできていると思う。繰り返しの説明が多い気がするが、市民の方にとってはわかりやすいと思う。初期集中支援チームの中にケアマネは入りにくい現状がある。地域で仕事をするうえで、認知症になっても住み続けられるまちづくりに参加したいと思っているケアマネが多くいる。行政からケアマネに対して広く情報を周知していただけるといいと思う。

事務局：条例制定過程では、介護認定を受けていない軽度の認知症の方とも関わりを持つことができた。ケアマネ連絡会の方には、今後も認知症の本人とつながるうえでご協力いただきたい。また、今後家族交流会が拡充された際には改めてケアマネ連絡会にご説明させていただきたい。

委員：よくこれだけのものができたなと思う。新しい取り組みのようだが、今後認知症に関する取り組みが持続可能になるひとつの土台になったと思う。周知が重要であり、今後の課題だと思う。今後チームオレンジが課題となってくると思うが、新たなものをつくるというのも大事だが、今あるものを見直し、つなぎながら有機的に認知症に関する取り組みができるといいと思う。

委員：他市の認知症に関する条例と比較すると、浦安市は本人の意見を聴くことを大切にやっていることが特徴だと思う。認知症地域支援推進員の力があつてのことだと思う。これは推進委員の役割も多かったと思う。

委員：条例制定の過程の中で、その都度本人や関係機関に意見を聴いたことで、充実した内容になっていると思う。こういう動きがある、条例ができたということが医療機関の中で広がってくといいと思う。また、条例の制定でできた本人同士、関係機関同士のつながりを途切れないように展開していくことで素晴らしいものになると思う。今後も協力させていただきたいと思う。

委員：条例第6条事業所の役割がわれわれ商工会議所の役割だと思う。応援店登録事業の周知や、認知症の人の継続的な雇用の継続のところで、ハローワークなどが障がい者雇用の説明会等やっているため、認知症の人も参加できるようになればいいと思う。協力できることがあれば積極的にやっていきたい。

委員：浦安市社会福祉協議会では成年後見支援センターを運営している。第15条の意思決定支援、第16条の権利擁護は後見人の使命だと思っている。担い手の方の見える化を意識しつつ、地域づくりに取り組む。市民後見人スキルアップ研修の受講生のアンケートで、講師となっていたご本人から、次はいつなのかと聞かれたことがうれしく、またお話をお伺いしたいと聞いている。

事務局：パブリックコメントで、成年後見は場合によっては認知症の当事者の意思を無視されるのではないか、という意見があった。市と成年後見センターで権利擁護協議会を比較的丁寧に行っていると思う。ただ、そういう風にみられることもあるため、成年後見に関わる職員は改めて意思決定支援を意識してやっていかなければいけないと思う。

委員：良い条例になっていると思う。この条例が道標となっていくと思う。今後もこの条例を根底として我々地域包括支援センターとしても、認知症の人への支援について、できている部分はもちろん、できていない部分、特に権利擁護については虐待を受けている高齢者、一人暮らしの高齢者等ハイリスクな方に関わっていることが多いため、地域包括支援センターとしての機能強化を今後も行っていかなければならない。認知症の高齢者の方の生活を守るために、社会資源の創出、地域づくりをどう行っていくか、というところで意識を深めることができた。

委員：日々認知症の相談を受けている。2日前、薬局から地域包括支援センターに「気になる人がいる」という連絡があった。そのように、つなぎ役のような役割を薬剤師の方に期待している。今後ともお願いしたい。権利擁護の部分については社会福祉協議会と連携して行っていきたいと思っている。また、逐

条解説案の認知症予防について、「予防の概念」を強調しすぎると、認知症になった人が「予防できなかった人」とみなされ、排除につながる可能性があるという視点が勉強になった。

事務局：認知症になっても自分らしく生きている人がいるのだということを伝えていきたい。また、ハイリスクの方も権利が守られるということも併せてやっていきたい。

委員：この条例の策定に関わらせていただいたことで、改めて、初心に戻って支援にあたらないうけないと思った。認知症の相談を受けている中で印象的な相談が2つあった。1つは、地域活動団体に属している方が、「会長が認知症で排除したい」という相談があったこと。「排除」という言葉が印象的だったことと、「認知症とともに生きる」という考えが少しずつでも浸透していくといいと思う。2つ目は、今まで地域の活動に尽力していたが、コロナの影響で様々な活動の休止によって、主体的に活動に関わっていくことが難しくなり、認知症の診断のもと、介護申請をした、という方がいた。本人が「介護申請をしたら終わりだ」と言っていたが、一方で、「これからも地域の活動に関わっていきたい」と言っていたことが印象的だった。地域包括支援センターとしては、元気なころ、若いころから地域と関わっていけるような地域づくり、ネットワークづくりを広げられていけるよう、今後も意識して取り組んでいきたい。

委員：分かりやすく、共感できるような条例になっていると思う。ひとりでも多くの市民の方に読んでいただいて、認知症とともに生きる地域づくりを地域包括支援センターと一緒に作っていただけたいと思う。認知症の方への理解がなく、虐待につながってしまうケースが多くある。認知症の相談が増えるとともに、認知症による虐待のケースも増加している。市民の一人ひとりが認知症について理解し、家族が認知症についての悩みを抱え込んでしまわないよう相談機関を知り、また、抱え込んでしまった場合に家族交流会に参加できる、などそのような仕組みを市と関係機関、関係職種でつくりあげていただけたいと思う。

委員：認知症への理解の促進は重要だと思う。また、第5条の市民の役割の「市民は、あらかじめ個々の楽しみや大切にしたいことを通じた社会との関わりを持つことが、認知症になった後に希望する暮らしを継続するために役立つものであることを認識するよう努めるものとする」の内容は他市の条例にはあまり見受けられない良い内容だと思う。

委員：担当圏域の中で、相談対応するだけ、本人に必要なサービスをつなぐだけ、ではなく、市民の方に正しい知識を発信していく、介護している方の支援をしていく、権利擁護の部分で関係機関と連携していくなど、地域包括支援センターの幅広い役割を改めて実感したとともに、今後も取り組んでいきたいと思う。

委員：これまで認知症の方、そのご家族の方はそれぞれ、住みやすい社会というのを漠然と考えていたと思う。今回の条例ができたことによって、浦安市の目指す方向性が明らかになったと思う。作って終わりではなく、様々な取り組みをより実現化・充実化していく必要があると思う。そのためには市民の方が認知症を自分事として、認知症を正しく理解し、関心を持つことが重要だと思う。

委員：逐条解説、わかりやすく良く書かれていると思う。また、既存事業との関連、今後取り組むべき事業がわかりやすく資料に書かれていたため、改めて、こんなに多くの事業があるのだと実感できた。

委員：有識者含む多くの方の知見をいただきこの条例をつくることができたと思う。委員会でも多くの意見をいただいた。5条の3について、短いセンテンスでどう伝えるか、検討を重ねることができた。認知機能の低下というのは高齢になっていくにつれて避けて通れないと思うが、この条例をひとつの切り口として、一人ひとりが自分事として認知症をとらえ、認知症とともに生きやすい地域づくりの実現につながればと思う。

委員：認知症条例は理念条例ではあるが、これからどう広めていくかが重要だと思う。様々な機関の方が、このような条例があるということを認識していきながら、今後、事業の推進を図り、連携、議論していければと思う。

事務局：皆様の協力により条例が制定され、新しいスタートとしていきたい。

7、議題(3)浦安市認知症総合施策検討委員会の附属機関としての設置について

- ・事務局より資料3について説明
- ・質問、意見等
なし